

報告事項ア

適正な経理処理の確保に向けた点検結果（平成29年度結果）について

適正な経理処理の確保に向けた点検結果（平成29年度結果）について、別紙のとおり報告します。

平成29年10月13日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

適正な経理処理の確保に向けた点検結果（平成29年度結果）

平成29年10月13日
教育総務課

1 趣旨

平成18年度及び平成20年度に発覚した不適切経理事案を教訓として風化させないためにも、適正な経理処理の確保（不適切経理の防止）に向けて毎年度、定期的に県費外会計の経理処理の状況について点検を実施しています。

鳥取県教育委員会における平成29年度点検結果をまとめたので、報告します。

2 点検内容

実施期間	平成29年4月11日から平成29年10月6日まで
対象所属	事務局 21所属 県立学校 32校（高等学校24校 特別支援学校8校）
対象項目	(1) 処理に困っている資金、通帳等の存在 教職員が管理している資金、通帳等について、処理に困っているものその他疑義のあるものの存在の有無及びその内容 (2) 平成28年度中の県費外会計取扱状況 教職員が管理している県費外会計の会計数、取扱内容、処理状況等
実施方法	各所属に上記対象項目に係る徹底した点検及び結果報告を指示し、報告を受けた結果に応じて必要な聞取調査を行った。 また、全所属から7所属（高等学校5校、特別支援学校1校、事務局1所属）を抽出し、実地点検（関係書類の確認、担当者聞き取り等）を行った。

3 点検結果

(1) 処理に困っている資金、通帳等の状況

日野高等学校において、職員室の書類棚から封筒に入った現金4,868円が発見された。

当該現金は、封筒と一緒に保管されていた書類の記載内容から生徒会会計を出所とする現金であることが推察できるので、生徒会会計に繰り入れることとする（詳細は「別紙1」のとおり）。

(2) 平成28年度中の県費外会計取扱状況

- 鳥取県教育委員会における県費外会計の保有状況は下表のとおりであった。

<平成28年度度県費外会計保有状況>

（括弧書きは昨年度調査結果）

項目	所属数	会計数	主な増減要因
県費外会計を保有している所属	44 (44)	1,552 (1,603)	・教育人材開発課の新設による非会計保有所属数の増 ・体育保健課における事業終了に伴う保有会計数の減 ・高等学校数校におけるクラス費会計の見直し、模擬試験・検定試験実施数の減少、及び部活動の廃部に伴う関連する保有会計数の減 ・特別支援学校数校におけるいくつかの会計の統合等による保有会計数の減
県費外会計を保有していない所属	9 (8)	— (—)	
合計	53 (52)	1,552 (1,603)	

- 県立学校以外の所属においては改善を要する事項等は認められなかった。
- 実地点検において、県立学校以外で点検対象とした1所属については改善を要する事項等は認められなかったが、県立学校5校において教職員が私費による立替払を行っていた8会計が確認されたほか、実地点検対象の県立学校6校において「県費外会計等取扱ガイドライン（平成18年11月13日教育長通知）」及び各学校で定める県費外会計等取扱要綱等に沿った処理が行われていない等改善すべき点が認められた。（実地点検結果の詳細は「別紙2」のとおり）。

4 今後の方針

- 自主点検によって改善を要する会計については、各校の改善状況を今年度中に再点検する。
- 全所属に対し点検結果を周知し、県費外会計の適正な取扱いを徹底する。
- 次年度以降も各所属による自主点検を継続して実施するとともに、教育行政監察担当による実地点検（抽出調査）を実施する。

処理に困っている資金、通帳等に係る点検結果について

- 1 対象所属
日野高等学校

2 処理に困っている現金等について

概要	調査結果及び対応方針
<p>(1) 現金4,868円</p> <p>平成29年3月28日(火)に、職員室の書類棚の整理を行ったところ、封筒に入っていた当該現金を発見したもの。なお、当該現金の入った封筒は、平成17年度の6クラス分の会計報告書と一緒に保管されていた。</p>	<p>封筒の記載と他クラスの会計報告書の記載から生徒会会計からの学校祭に係る補助金の残金であることが推察できるため、現在のクラス補助金の残金処理と同様に、全額を生徒会会計に繰り入れることとする。</p>

平成28年度中の県費外会計取扱状況について

1 点検方法・内容

平成28年度に行った点検結果を踏まえ、全所属に対し別添1「県費外会計事務に係るチェックシート(会計担当者用)」を用いた自主点検と報告を指示し、その結果等に基づき、必要に応じ教育総務課教育行政監察担当が追加で聞取調査等を実施した。

2 自主点検結果等

県立学校以外の12所属26会計においては改善を要する事項等は認められなかったが、県立学校については26校において以下のとおり改善(の検討)を要する事項等のある会計が認められた。

なお、要改善となっている会計については、各校の改善状況を再度点検することとした。

点検項目	「要改善」のある 校数・会計数	
1 立替払		
会計担当者の私費による立替払を実施していないか。	20校	168会計
2 適正な管理		
(1) (通帳管理の場合)		
ア 会計担当者以外の者が通帳を管理するなど、常に出入金の状況を会計担当者以外の者が確認できる体制となっているか。	7校	22会計
イ 支払い等のために一時的に現金を保管する場合でも、各所属で決められた場所に保管し、施錠しているか	2校	2会計
(2) (現金管理の場合)		
ア 現金は各所属で決められた場所に保管し、施錠しているか。	4校	8会計
イ 金庫等での保管を原則とし、担当者の机の中等で保管する金額及び保管期間は必要最低限のものとしているか。	0校	0会計
ウ (県立学校のみ) ガイドライン・取扱要綱上現金管理が認められている会計であるか。	14校	68会計
エ (県立学校のみ) 県費外会計等検討委員会で現金管理が認められているか。	2校	17会計
3 会計処理		
ア 収入及び支出にあたっては、それぞれ何書により処理しているか。	5校	69会計
イ 監査の方法等が定められ、そのとおり実施されているか。	0校	0会計
ウ 金銭出納簿、預貯金残高及び収支に係る証拠書類を確認の上、各事業年度末に収支計算書を作成し、所属長等の確認を得ているか。	1校	1会計
エ 金銭徴収に当たり、目的、金額、方法等について、徴収対象者に対して事前説明を行っているか。	0校	0会計
オ 金銭徴収対象者等に対して各事業年度終了後に、収支状況報告を行っているか。	0校	0会計
カ 過去のものも含め、通帳等の会計関係書類が保存されているか(5年保存)。	3校	7会計
キ (県立学校のみ) 年度開始から概ね半年を経過した時点で収支状況を校長に報告しているか。	5校	63会計
合 計	26校	369会計

※ 上記1～3は自主点検に基づき報告された結果であり、個別の状況について教育総務課教育行政監察担当において精査したものではない。

※ 1の立替払については、報告のあった会計は便宜上一律に「要改善」としているが、実際の改善の要否については、平成29年3月に改正のあったガイドラインの内容を基に個別に検討されることとなる。

※ 複数の「要改善」項目のある会計があるため、校数・会計数を合計しても合計欄と一致しない。

※ 平成28年度点検結果における要改善項目については、別添2「平成28年度点検結果における要改善事項(まとめ)」を参照

3 実地検査結果

(1) 実施期日

平成29年8月22日、8月25日、9月4日、9月5日

(2) 点検対象所属・会計数

所属	対象会計数
社会教育課	3会計
鳥取商業高等学校	5会計
倉吉東高等学校	4会計
倉吉農業高等学校	5会計
境高等学校	4会計
日野高等学校	5会計
鳥取聾学校	5会計

計：7所属31会計

(3) 点検内容

県立学校における28会計については、県費外会計等取扱ガイドライン（平成18年11月13日付教育長通知。以下「ガイドライン」という。）、ガイドラインに基づき各学校が定める県費外会計等取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び取扱要綱に基づき各学校が定める規程等（以下「学校規程」という。）に基づいた適正な会計処理が行われているか点検を行った。

なお、現在のガイドラインは、平成29年3月の改正によって、一定の要件を満たす立替払を認める条文の追加や特例の扱いができる会計の基準の明示が行われ、改正前は認められなかった扱いが一部認められているが、平成28年度においては、改正前のガイドライン及び取扱要綱によって県費外会計を運用しているため、今回の点検では、改正前のガイドライン及び取扱要綱に沿って改善指示・指導を行った。

県立学校以外の3会計については、ガイドラインの適用がないため、各会計に係る内部規程その他に基づき適正な会計処理が行われているか点検を行った。

(4) 点検方法

各学校事務長その他会計担当者への聞き取り、関係書類の確認 等

(5) 点検結果

県立学校以外で点検対象とした1所属3会計については改善を要する事項等は認められなかったが、対象とした県立学校6校において以下の改善を要する事項が認められたため、改善指示及び改善指導を行った。

ア 改善指示事項

(ア) 会計担当者（顧問等）の私費による会計の赤字（残高不足）を補填するための立替払公費に準じて取り扱う県費外会計において私費による立替払を行うことは公私を混同する行為であるが、以下の5校8会計について立替払が行われていたため、改善指示を行った。

(a) 鳥取商業高等学校【1会計：現金管理】

平成28年度中に23回の残高不足が発生しており、これについて顧問が立替払をし、最終的な赤字401円については顧問が私費で負担している部費会計があった。

日頃の部活動運営に係る費用や遠征に係る費用において、年度中途に帳簿上の残高が不足したまま支出を繰り返し、その都度立替払を行っていた。

当該会計は部費の徴収が遠征の際にしかなく、日頃の部活動運営にかかる費用は、基本的に生徒会からの補助によって支出していた。また、繰越金もないため、年度当初に必要な経費の確保ができていなかったことが原因であると考えられる。

(b) 倉吉東高等学校【1会計：現金管理】

年度当初に5回の残高不足が発生し、顧問によって未精算額の累計が16,116円となる立替

払が行われていた部費会計があった。

当該会計は、繰越金がない状態で4月分の部費の徴収前に支出を行っており、その徴収によって残高がプラスに転じたが、少額であった。その状態でさらに支出を行ったことが原因である。なお、5月分の部費徴収以降、赤字は発生していない。

(c) 倉吉農業高等学校【2会計：現金管理】

①平成28年度中に19回の残高不足が発生し、顧問によって未精算額の累計が27,906円となる立替払が行われるとともに、会計として赤字の状態が1月まで続いた部費会計があった。

当該会計は繰越金がなく、部費の徴収も遠征の際にしかないため、年度当初に必要な経費の確保ができていなかったことや、年度中途に発生した赤字が解消されないまま支出を繰り返してしまったことが原因であると考えられる。

②平成28年度中に4回の残高不足が発生し、顧問によって未精算額の累計が11,685円となる立替払が行われていた部費会計があった。

当該会計は、繰越金と必要に応じた部費徴収があったにも関わらず計画的な支出が行われなかったことが原因であると考えられる。

(d) 境高等学校【3会計：通帳会計1会計・現金管理2会計】

①最後の支出において残高不足が発生し、これについて担当教員が立替払を行い、最終的な赤字285円については担当教員が私費で負担しているクラス費会計があった。

当該会計は、収支状況の把握ができていなかったことが原因であると考えられる。

②年度当初に残高不足が発生し、担当教員が24,944円の立替払を行い、その精算まで2ヶ月弱かかった教材費会計があった。

当該会計は、6月の学校徴収金からの振り分けが原資となる会計だが、年度当初に必要な経費の確保ができていなかったことが原因であると考えられる。

③平成28年度中に3回の残高不足が発生し、顧問によって未精算額の累計が4,890円となる立替払が行われていた部費会計があった。

当該会計は、5月分の部費の徴収前に支出を行っていたことが原因である。

(e) 鳥取聾学校【1会計：現金管理】

平成28年度中に5回の残高不足が発生しており、これについて担当教員によって立替払が行われていた教材費会計があった。立替払は1回ごとに精算されており、立替最高額は514円であった。

当該会計は、残高がない状態、担当教員が店頭で教材を購入してしまったことが原因である。

【改善指示内容】

(1) 公私を区別する意識の徹底

当該会計では、顧問等が善意で立替払を行っていた。しかし、県費外会計は公金に準じて管理しているものであり、「ガイドライン及び要綱で認められない立替払を行うことは、公私の区別を混同する行為であり、行ってはならない」という意識を全ての顧問等に徹底すること。

(2) 立替払の発生しない会計管理方法の検討・実施

年間の収支について計画を立て、仮に年度初めに大きな支出が見込まれる会計の場合には一定の次年度繰越を制度化する、あるいは年度当初に早急に必要金額を徴収するほか、他会計から流用する等、いずれにしても保護者の理解を得ながら残高不足の発生することのない会計管理方法を検討し、実施すること。

イ 改善指導事項

(ア) 要件を満たさない現金管理が存在

ガイドラインでは通帳管理を基本とし、例外として以下に該当するもののうち通帳管理が適当でないと教職員及び保護者で構成する検討委員会が認める場合のみ現金管理等を認めることとしており、各学校の取扱要綱でも概ね同様である。学校規程等においてイの具体の金額等を規定している例が多い。しかしながら、現金管理会計のある4つの県立高校において以下の点でガイドライン、取扱要綱又は学校管理規程に沿わない運用が認められた。

〈以下ガイドライン第6条より抜粋〉

- (i) 1回の支払で会計処理が終了する会計（毎回収入と支出の期日が近接し、口座で管理すべき金額が存在しないもの、対象事業が数か月で終了し、口座を開設してもわずかな期間で廃止が必要なものの）
- (ii) 金額がきわめて少額である会計（年間収入総額が概ね10万円程度）
- (iii) 通帳での管理が、教育活動及び会計処理に著しく支障を生じさせる会計（多忙を理由に銀行窓口に行く時間がとれない等の事由は、キャッシュカードの活用で対応できるため想定していない）

※括弧内の説明は、平成27年度12月24日付の平成27年度点検結果通知別紙である「ガイドラインにおける現金管理の要件の趣旨・解釈」の内容を要約したものである。

(a) 収入総額の大きな会計について現金管理を実施

「ガイドラインにおける現金管理の要件の趣旨・解釈」を受けた各学校の要綱及び学校規程において、上記イについて「概ね8万円以下」「概ね10万円以内」等と定めているが、この金額を上回る現金管理会計が複数存在【3校（鳥取商業高等学校、倉吉東高等学校、倉吉農業高等学校）：4会計】し、実地点検対象校中最大の現金管理会計は年間収入決算額が1,401,399円であった。

(b) 検討委員会に諮らずに現金管理を実施

各学校において要綱等は検討委員会に諮られているが、対象会計一覧を作成している学校以外は個別の会計について諮っていないことから、要綱等を越えた現金管理会計（上記(a)）については検討委員会を経っていないことになる。また、要綱上の基準を満たして現金管理をしているが、それが検討委員会に諮られたものであることが確認できない会計が複数存在した。【4校（鳥取商業高等学校、倉吉東高等学校、倉吉農業高等学校、境高等学校）：7会計】

【改善指導内容】

(1) 現金管理の要件の点検と学校規程等の改正

県費外会計の管理は通帳管理が原則であり、現金管理は要件を満たし、かつ、「預貯金による管理が適当ではない」と特に検討委員会が認めた会計についてのみ例外的に認められるものである。このガイドラインの趣旨を理解した上で、取扱要綱等による現金管理の要件がこの趣旨に反していないか確認を行い、必要に応じ、検討委員会に諮った上で要綱及び学校規程等の改正を行うこと。

(2) 現金管理会計の要件適合性の確認と通帳管理への移行

全ての現金管理会計について、(a)の点検と改正後の要件に適合しているか否かの確認を行い、要件を満たさないものについては速やかに通帳管理に移行すること。

また、キャッシュカードの作成・利用をすることで通帳管理に移行できる会計もあると考えられる。

なお、ガイドライン・取扱要綱等により現金管理会計の適否の判断は検討委員会が行うものであるため、要件適合性の判断については、現金管理を継続すべきか通帳管理に移行すべきか、及び現金管理を継続する場合にはそれぞれの要件に該当するのか、について整理した上で検討委員会に諮って行うべきである。

(イ) 現金の管理が不十分

○ 担当の机等の中で現金を管理

顧問等の机の中で現金を管理している事例が存在した。現金を顧問等の机・ロッカー等の中で保管することは不正防止（内部けん制）上の課題がある【4校（倉吉東高等学校、倉吉農業

高等学校、境高等学校、鳥取聾学校)：5会計】。なお、このうち当該机は鍵によって管理されており、施錠を徹底できれば、盗難の可能性は低いですが、鍵をかけ忘れる可能性を完全には否定できないため、机等での管理については盗難防止の観点からの課題もある。

【改善指導内容】

○ 金庫等における現金管理等を検討

現金の管理については事務室・職員等にある金庫等での管理を原則とし、机の中等における保管は土日等に現金が必要である等の事情がある場合のみ、あらかじめ必要額を金庫等から出して、限定的に数日間机の中等による保管を認める等、不正防止（内部けん制）及び盗難防止等の観点からの適切な保管を検討すること。

(ウ) 取扱要綱等に沿った会計管理ができていない事項が存在

上記以外に、取扱要綱及び学校規程に定められた内容とは異なる取扱いをしている会計が散見された。

(a) 金銭出納簿の全部又は一部が未作成

取扱要綱、学校規程等において義務付けている金銭出納簿の全部又は一部の作成を行っていない会計が存在した【2校（倉吉東高等学校、境高等学校）：3会計】

(b) 要件を満たさない収入支出伺の省略

取扱要綱、学校規程等において、ガイドラインでは収入及び支出にあたっては、それぞれ伺書による事務の処理を基本とし、例外として上記（ア）で示した要件に該当するもののうち、検討委員会が認める場合のみ伺書の省略等を認めることとしているが、それらの要件に該当しない会計について、収入支出伺の作成を省略している会計が存在した。【5校（鳥取商業高等学校、倉吉東高等学校、倉吉農業高等学校、境高等学校、日野高等学校）：11会計】。

(c) 会計書類の紛失

過去の会計書類や平成28年度の支出証拠書類（レシート）の一部が紛失している会計が存在した【2校（鳥取商業高等学校、境高等学校）：2会計】

(d) 監査の不実施等

検討委員会が定めた方法による監査が行われていない会計が存在した【4校（鳥取商業高等学校、倉吉東高等学校、境高等学校、鳥取聾学校）：11会計】。

(e) 中間報告の不実施

取扱要綱等で定める、年度中間における会計担当者から校長への報告が実施されていない会計が存在した【4校（倉吉東高等学校、倉吉農業高等学校、日野高等学校、鳥取聾学校）：7会計】。

また、年度中間における報告を実施しているとのことであったが、報告書類や実施の記録が存在せず、その実施や内容を確認することができない会計が存在した【2校（鳥取商業高等学校、倉吉東高等学校）：3会計】。

(f) 年度末の校長への会計報告の不実施

取扱要綱等で定める、年度終了後における会計担当者から校長への会計報告を実施しているとのことであったが、報告書類や実施の記録が存在せず、その実施や内容を確認することができない会計が存在した【3校（鳥取商業高等学校、倉吉東高等学校、鳥取聾学校）：3会計】

(g) 保護者等への収支報告の不実施

取扱要綱等で定める保護者等への収支状況報告について、行われていない会計が存在した【3校（鳥取商業高等学校、倉吉農業高等学校、日野高等学校）：3会計】。

また、徴収した金額の部分的な収支状況報告のみ行われていた会計が存在した【倉吉東高等学校：1会計】。

【改善指導内容】

以下の事項も含め、ガイドライン、取扱要綱及び学校規程に沿った運用となるよう点検し、改善すること。

(1) 取扱要綱に沿った事務処理の徹底

金銭出納簿・収入支出伺の作成、監査の実施、校長への中間報告、保護者等への収支状況報

告といった取扱要綱等で定める事務を確実に実施するとともに、実施した記録を保存すること。

(2) 証拠書類の5年保存の徹底

取扱要綱において証拠書類等の保存期間は5年となっていることを周知し、必要な書類の保管を徹底すること。

県費外会計事務に係るチェックシート（会計担当者用）

所属名 _____

会計名 _____

担当者名 _____

以下のチェック項目のうち、いずれかが「いいえ」の場合、適正な事務処理が行われていない恐れがあります。速やかに所属長に報告するなどして、改善を図ってください。

1 私費との区別

	チェック項目	判定
ア	会計残高に不足が生じることはないよう徴収対象者から計画的に徴収を行う等して計画的に会計管理を行い、一時的にであっても私費による立替払を行っていないか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

2 適正な管理

(1) 通帳管理会計の場合

	チェック項目	判定
ア	会計担当者以外の者が通帳を管理するなどして、常に出入金の状況を会計担当者以外の者が確認できる体制となっているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
イ	支払等のために一時的に現金を保管する場合でも、各所属で決められた場所に保管し、施錠しているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

(2) 現金管理会計の場合

	チェック項目	判定
ア	現金は各所属で決められた場所に保管し、施錠しているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
イ	金庫等での保管を原則とし、担当者の机の中等で保管する金額及び保管期間は必要最低限のものとしているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
ウ	<p><県立学校のみ> 現金管理が認められている会計であるか（以下①～③のいずれかに該当しているか。 ① 1回の支払いで会計処理が終了する会計 ② 年間収入総額が極めて少額（概ね10万円以下等学校で定められた金額以下）である会計 ③ 通帳での管理が、教育活動及び会計処理に著しく支障を生じさせる会計（※ ①～③に該当するか否かの判断については、別紙「ガイドラインにおける現金管理の要件の趣旨・解釈」を参照のこと）</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
エ	<p><県立学校のみ> 県費外会計等検討委員会で現金管理が認められているか</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

3 会計処理

	チェック項目	判定
ア	収入及び支出にあたっては、県費外会計等取扱マニュアル第6条に該当する場合を除いて、それぞれ伺書により処理しているか。 （収支の意思決定、確認が組織として行われているか。）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
イ	監査の方法等が定められ、そのとおり実施されているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
ウ	金銭出納簿、預貯金残高及び収支に係る証書書類を確認の上、各事業年度末に収支計算書を作成し、所属長等の確認を得ているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
エ	金銭徴収に当たり、目的、金額、方法等について、徴収対象者に対して事前説明を行っているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
オ	金銭徴収対象者等に対して各事業年度終了後に、収支状況報告を行っているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
カ	過去のものも含め、通帳等の会計関係書類が保存されているか（5年保存）。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
キ	<p><県立学校のみ> 年度開始から概ね半年を経過した時点で収支状況を校長に報告しているか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

平成 28 年度点検結果における要改善事項（まとめ）

1 立替払の取扱について

(ア) ガイドラインにおける立替払に関するルールの策定と立替払自体の見直し・適正化

ガイドラインを所管する高等学校課において、「精算払としての立替」「マイナス会計における立替および他会計流用」「立替等に係る手続きと記録の保存」等に留意しながら検討を行い、早急にルールを定めること。また各県立学校においては、これに従い立替払の見直しと適正化を行うこと。

→平成 29 年 3 月に高等学校課によってガイドライン改正済み

(イ) 私費による補填禁止の周知徹底

私費による補填が認められた会計においては、今年度よりそのような取扱いを廃止するとともに、各所属においては、県費外会計は公費に準じて公務の一環として管理しているものであり、「善意によるものであっても、経費の一部を私費により負担することは公私の区別を混同する行為であり、行ってはならない」との意識を全ての会計担当者に徹底すること。

2 取扱要綱に沿った会計管理の徹底について

(ア) 所属における適切な状況把握及び指導等

ガイドライン及び取扱要綱で定める校長への中間報告及びこれに基づく調査・指導・助言、会計年度終了時における収支状況報告を適切に行い、各学校において各会計の状況把握と必要に応じた適切な指導を行うこと。なお、保護者に対する執行状況報告といった手続も適正に実施すること。

(イ) 県費外会計に関する校内ルール等の周知徹底

ガイドライン及び取扱要綱の内容はもとより、県費外会計に関する校内ルール等についても全ての会計担当者に周知すること。

3 現金・通帳の管理の適正な管理の徹底

(ア) 適切な現金管理の徹底

通帳管理会計であり現金管理は一時的なものであったとしても、校内で定めた現金保管場所以外の場所において、かつ、未施錠の机の中で現金管理が行われていたことは問題であり、校内ルールに則った場所で、確実に施錠の上保管を行うよう徹底すること。

適正な経理処理の確保に向けた現状点検結果報告書(県費外会計関係)

教育委員会事務局

番号	会計等の名称	点検結果	平成28年度末 保有額(※1)	平成28年度 決算額(※2)	会計の内容	管理方法	教職員が取り扱っている理由等
1	(教育総務課) 教育労働運動記者会	適正	389,721	998,194	教育労働運動記者会の経理	通帳	教育労働運動記者会からの要望による
2-1	(教育環境課) 鳥取県教育施設整備期 成会事務局会計	適正	116,502	171,798	教育施設整備の促進を図る業務を行う事 務局の会計	通帳	公立学校施設の整備促進を目的として、全国組織と連携しな がら活動している組織であり、公立学校施設整備を担当してい る教育環境課に事務局を設置しているもの
2-2	(教育環境課) 鳥取県教育施設整備期 成会事務局会計(切手 等)	適正	5,732	5,732	教育施設整備の促進を図る業務を行う事 務局の会計	現物	公立学校施設の整備促進を目的として、全国組織と連携しな がら活動している組織であり、公立学校施設整備を担当してい る教育環境課に事務局を設置しているもの
3	(高等学校課) 鳥取県産業教育振興会	適正	662,665	2,106,716	鳥取県産業教育振興会事務局の会計	通帳	学校、県教育委員会と産業界が連携し、産業教育の振興を図 ることを目的とした会であり、職務と密接に関連している。
4	(社会教育課) ケータイ・インターネット教 育啓発推進協議会会計 (県委託)	適正	27,453	1,924,000	県委託事業(ケータイ・インターネット教育 啓発推進事業)に係る会計	通帳	県教育委員会が呼びかけて、県内の教育関係者、報道関係 者、青少年育成団体、通信業界団体、県教育委員会及び関係 課などで構成された、官民一体となってケータイ・インターネッ ト教育啓発の推進を図ることを目的とした団体であり、課内に事 務局を設置しているため。
5	(社会教育課) 鳥取県社会教育協議会 会計	適正	75,687	593,134	鳥取県社会教育協議会に係る事務局の会 計	通帳	県及び各市町村が応分の負担を行い、本県の社会教育の振 興発展に寄与することを目的とした団体であり、課内に事務局 を設置しているため
6	(社会教育課) 鳥取県社会教育委員連 絡協議会会計	適正	222,804	436,352	鳥取県社会教育委員連絡協議会に係る事 務局の会計	通帳	県及び市町村の社会教育委員をつなぐ連絡会であり、課内に 事務局を設置しているため

教育委員会事務局

番号	会計等の名称	点検結果	平成28年度末保有額(※1)	平成28年度決算額(※2)	会計の内容	管理方法	教職員が取り扱っている理由等
7	(図書館) 鳥取県図書館協会会計	適正	162,299	667,298	鳥取県図書館協会活動等に係る経費を取り扱う会計	通帳	鳥取県図書館協会は、県立図書館が中心となって設立した団体で、同館内に事務局を設置し、活動している団体である。館種を越えた県内相互協力の骨組みづくりへの県立図書館の果たす役割は大きい。県内図書館の連絡の中核である県立図書館が会計事務を取り扱うのが適当と考えられる。
8	(図書館) 遠藤董先生顕彰会会計	適正	1,414,786	1,444,716	遠藤董先生顕彰会活動に係る経費を取り扱う会計	通帳	遠藤董先生顕彰会は、県立図書館創設に大きく関わった遠藤董先生を顕彰する団体で、県立図書館内に事務局を設置し活動している団体であり、県立図書館が会計事務を取り扱うのが適当と考えられる。
9	(人権教育課) 公益財団法人鳥取県育英会会計	適正	91,340,506	92,845,804	公益財団法人鳥取県育英会の会計(固定資産を除く)	通帳	関東地方の大学に通う本県出身者を対象とした学生寮の設置・運営を行う公益財団法人であり、事務局を人権教育課に置いているため。
10	(文化財課) 史跡鳥取藩主池田家墓所保存会	適正	2,723,389	34,417,594	史跡鳥取藩主池田家墓所保存会に係る事務局の会計	通帳	財団設立の目的である、史跡鳥取藩主池田家墓所の保存・活用を行うためには、連絡調整や関係機関との連携、事務の効率化からも文化財課に事務局を置くことが望ましく、運営規定上でも定められているため。
11	(文化財課) 鳥取県文化財保存協会	適正	1,838,878	19,767,128	文化財保存団体への支援及び文化財関係図書頒布事業に係る会計	通帳	本会の会員は、文化財の所有者及び管理者で構成されており、連絡調整や関係機関との連携など、事務の効率化からも文化財課に事務局を置くことが望ましく、規約上でも定められているため。
12	(文化財課) 青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会	適正	762,856	3,842,367	青谷上寺地遺跡の活用に係る事業に関する会計	通帳	国史跡青谷上寺地遺跡の保存・活用を行っていくため、県と市および民間が協働・連携して事業を行うことを目的としており、連絡調整や関係機関との連携、事務の効率化から文化財課に事務局を置くことが望ましく、設置要綱上でも定められているため。

教育委員会事務局

番号	会計等の名称	点検結果	平成28年度末保有額(※1)	平成28年度決算額(※2)	会計の内容	管理方法	教職員が取り扱っている理由等
13	(博物館) 鳥取県立博物館振興会	適正	9,667,297	12,959,889	鳥取県立博物館振興会が行う刊行物の制作、頒布等の事業に係る会計	通帳	この会は、県民の博物館資料及び事業に対する理解を深めるとともに文化芸術や自然科学への興味を喚起することを目的としており、館内に事務局を置いているため。
14	(博物館) 鳥取県ミュージアムネットワーク会計	適正	786,411	1,025,917	鳥取県ミュージアムネットワークが行う博物館相互の情報交換、共同研究の実施、出版物の発行等の事業に係る会計	通帳	この会は県内の博物館等の相互連携を密にし、博物館等事業の普及発展を図ることを目的としており、館内に事務所を置いているため。
15	(博物館) 鳥取県立博物館友の会会計	適正	181,237	427,129	鳥取県立博物館友の会が行う研究会・講演会の開催、会誌の発行等の事業に係る会計	通帳 現金	この会は、博物館と連携して自然・人文及び美術部門の研究と普及に努めることを目的としており、館内に事務所を置いているため。
16	(博物館) 鳥取地域史研究会会計	適正	313,736	512,167	鳥取地域史研究会の行う月例会の開催、研究誌の発行、講演会の開催等の事業に係る会計	通帳	この会は、歴史研究を通じて鳥取地域の文化の発展に寄与することを目的としており、館内に事務局を置いているため。
17	(博物館) 鳥取民俗懇話会会計	適正	26,000	106,314	鳥取民俗懇話会の行う月例会の開催、研究史の発行、民俗調査の実施等の事業に係る会計	通帳	この会は、民俗及び民俗学の調査研究を通じて郷土文化の発展に寄与することを目的としており、館内に事務局を置いているため。
18	(博物館) 鳥取県生物学会会計	適正	697,651	914,877	鳥取県生物学会の行う研究発表会・講演会の開催、採集・調査の実施及び会誌の発行等の事務に係る会計	通帳	この会は、鳥取県の生物に関する研究の推進を図ることを目的としており、館内に事務局を置いているため。
19	(博物館) 「宇宙への挑戦」実行委員会会計	適正	45,924	32,130,929	企画展「宇宙への挑戦」実行委員会に係る会計	通帳	この実行委員会は企画展実施に当たって設置したものであり、館内に事務所を置いているため。
20	(体育保健課) 鳥取県学校保健会	適正	183,969	1,047,861	鳥取県学校保健会の活動経費に係る会計	通帳	学校保健に関する団体であり、体育保健課内に事務局を置いているため
21	(中部教育局) 東伯郡社会教育協議会会計(通帳)	適正	607,864	447,606	東伯郡社会教育協議会に係る事務局会計	通帳	郡全体の社会教育を総合的に推進するために設置された協議会であり、その事務局及び会計を引き受けたもの。

教育委員会事務局

番号	会計等の名称	点検結果	平成28年度末保有額(※1)	平成28年度決算額(※2)	会計の内容	管理方法	教職員が取り扱っている理由等
22	(中部教育局) 東伯郡社会教育協議会 会計(郵券)	適正	3,893	1,396	東伯郡社会教育協議会に係る事務局会計	郵券	郡全体の社会教育を総合的に推進するために設置された協議会であり、その事務局及び会計を引き受けたもの。
23	(西部教育局) 西部地区人権・同和教育 振興会議会計	適正	3,760	156,270	当該市町村からの負担金の収入事務及び 事業実施に当たったの支出事務	通帳	当会の目的である西部地区における人権・同和教育の推進を図るための学校教育及び社会教育の各種研修会実施に当たり、各団体・市町村・保・幼・小・中・高・特別支援の各学校の連絡・調整には適任であると考えられるため。
24	(西部教育局) 西部地区社会教育担当 者研究協議会会計	適正	28,251	128,255	会費等の収入事務及び事業実施に当た ったの支出事務	通帳	当会の目的である西部地区における社会教育の振興を図るための施策検討、教育計画の策定、各種研修会の実施に当たり、各市町村相互の連絡・調整には適任であると考えられるため。
25	(むきばんだ史跡公園) 妻木晩田遺跡活用実行 委員会会計	適正	87,738	440,023	妻木晩田遺跡の活用に係る実行委員会の 会計	通帳	「妻木晩田遺跡」の積極的活用を目的とする団体であり、県の施策と密接な関係があるため。
26	(むきばんだ史跡公園) とつとりの文化遺産魅力 発掘プロジェクト実行委員 会会計	適正	362,625	1,164,384	とつとりの文化遺産魅力発掘プロジェクト実 行委員会の会計	通帳	県内の文化遺産の魅力を発掘し地域資源として活用するため、文化財所有者、県、市および民間が協働・連携して事業を行うことを目的としており、連絡調整や関係機関との連携、事務の効率化からむきばんだ史跡公園に事務局を置くことが望ましく、会則上でも定められているため。
		合計	112,739,634	210,683,850			

(※1) 平成29年3月31日現在の保有額

(※2) 平成28年度の総収入額(前年度からの繰越額を含む。)

番号	会計等の名称	点検結果 (※1)	平成28年度 末保有額 (※2)	平成28年度 決算額 (※3)	会計の内容	管理 方法	教職員が取り扱っている理由等	自主点検結果等(※4)															
								1 立替払	2 適正管理						3 会計処理								
									(1) ア	(1) イ	(2) ア	(2) イ	(2) ウ	(2) エ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ		
38	弓道部部費	要改善	0	324,100	弓道部に係る消耗品費、修理代等取扱うもの	現金	学校教育の一環である部活動に必要な経費であるため							✓		✓							
39	水泳部部費	要改善	102,786	2,183,571	水泳部に係る大会参加料、遠征費等取扱うもの	現金	学校教育の一環である部活動に必要な経費であるため							✓		✓							
40	柔道部部費	要改善	59,851	164,019	柔道部の大会参加、合宿等に係る経費	現金	学校教育の一環である部活動に必要な経費であるため							✓		✓							
41	鳥取県高等学校体育連盟柔道専門部会計	要改善	630,186	3,072,304	鳥取県高等学校柔道部の活動を推進するための会計	通帳	学校教育の一環である部活動に係わる経費であり、高校の柔道部顧問が持ち回りで担当しているため	✓															
42	鳥取県立学校事務職員協会会計	適正	358,219	903,071	鳥取県立学校事務職員の資質向上を図るための研修等を行うための会計	通帳	学校教育を支える事務職員を会員とする団体であり、持ち回りで担当するため																
43	鳥取県高等学校東部地区体育連盟ソフトテニス専門部会計	適正	75,411	105,852	鳥取県高等学校東部地区ソフトテニス部の活動を推進するための会計	通帳	学校教育の一環である部活動に係わる経費であり、高校のソフトテニス部顧問が持ち回りで担当しているため																
44	鳥取県高等学校文化連盟書道専門部会計	適正	119,057	611,465	鳥取県高等学校書道部の活動を推進するための会計	通帳	学校教育の一環である部活動に係わる経費であり、高校の書道部顧問が持ち回りで担当しているため																
		合計	25,425,443	121,850,038																			

(※1) 自主点検結果等(※4参照)においてひとつでも✓がついた会計について「要改善」としている。

(※2) 平成29年3月31日現在の保有額

(※3) 平成28年度の総収入額(前年度からの繰越額を含む。)

(※4) 県費外会計事務に係るチェックシート(「適正な経理処理の確保に向けた点検結果(平成28年度結果)」別紙2の別添1)を用いた各所属の自主点検結果において、改善を要する(又は改善検討の余地がある)項目について「✓」を付している。